

1. 補助対象事業の要件

(1) カウンセラーの条件

- ・臨床心理士もしくは臨床心理士と同等の知識・技術を有する者

(2) キンダーカウンセラー事業の実施回数、時間

- ・年12回以上実施、1回あたり6時間以上

(3) 教職員に対する研修の実施回数、時間

- ・年3回以上実施、1回あたり1時間以上

(4) 事業内容

①地域の保護者（在園児の保護者以外も含む）を対象としたカウンセリング

②教員への指導助言相談

※①と②両方の事業を実施する必要があります。いずれかの実施のみでは補助対象として認められません。

※キンダーカウンセラー事業の導入にあたり、第1回分を、事業内容を知ってもらうための講演や懇談、教職員との打合せ等を含めて実施しても構いません。

※保護者向け通知に記載のない日に、キンダーカウンセラーが保護者を対象としたカウンセリングを実施せず、園児観察や教員からの相談対応のみを行った場合は、補助対象の実施日として認められません。

(5) その他

- ・記録簿を作成する等により、実施状況を適切に管理しておくこと
- ・地域の保護者が希望する場合や、カウンセラーが必要と判断する場合、園外に出向いて相談やアドバイスをを行う体制を整備し、広く周知しておくこと
- ・事業内容をホームページに掲載するか、園内外に案内を掲示しておくこと

※本補助金を利用したカウンセリングについては、幼稚園に通っていない保護者が希望する場合も対象となります。幼稚園に通っていない地域の保護者も確認できるよう、ホームページや園外向けの掲示板などにカウンセリングを実施する旨掲載してください。

- ・オンライン（ウェブ会議システム等）を活用した相談事業の実施、教職員に対する研修の実施も可とする

（オンラインで実施する際の留意事項）

○オンラインを活用した相談事業を実施するにあたって、上記の補助対象事業の要件を満たすこと

○実施方法・手段については、事前にカウンセラーとよく相談のうえ決めること

○個人情報の取扱いについては、問診票や同意書等の管理を徹底する等、十分に注意すること

○カウンセラーとの連携を密に取り、園で行っている内容と遜色のないよう工夫すること

○実施した内容は必ず記録すること

2. 補助金額

- ・実施状況に応じて、予算の範囲内で毎年度設定する
※補助率が80%を超える場合は、80%を上限として補助金を交付（1万円未満切捨）
★補助率 = 補助金額 ÷ (補助対象経費の合計 - 利用者負担金) × 100

- ・令和7年度補助単価（案） ※補助金額は予定のため、変更となる可能性があります

実施回数	補助金額
年1 2回以上	250,000円以内
年2 4回以上	500,000円以内
年3 6回以上	750,000円以内
年4 8回以上	1,000,000円以内

3. その他

(1) 対象経費

- ・補助対象 : 人件費（報酬委託手数料）、管理経費、教育研究費
※キンダーカウンセラー事業の実施のためにかかった経費のみ
（他の事業との兼用や転用は補助対象外）
- ・補助対象外：施設設備整備費や備品（経理規定上備品扱いとなる物）の購入費、飲み物・茶菓子代、園外で受講するキンダーカウンセラーに関する研修にかかる経費

(2) 留意点

- ・本事業に要する補助対象経費は、経常費補助金等、他の補助金の対象経費とは区分し、経常費補助金等の変更申請・実績報告等において支出経費に含めないこと